

令和6年11月13日  
環境生活部水質保全課  
043-223-3814

## 令和6年度湖沼における外来水生植物防除事業補助金の第二次公募について

県では、印旛沼及び手賀沼とその流域河川の水環境の保全を図るため、市民団体が外来水生植物を駆除する活動に要する経費について補助金を交付しています。

このたび、令和6年度の補助対象事業について、第二次公募を行うこととしたので、お知らせします。

なお、4月に実施した第一次公募においては、5団体を採択しました。

### 1 事業の概要

印旛沼及び手賀沼とその流域河川の水環境の保全を図るため、外来水生植物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項により定められた特定外来生物のうち植物界に区分されるナガエツルノゲイトウ又はオオバナミズキンバイ等）を駆除する活動に要する経費を県が補助します。



ナガエツルノゲイトウ

### 2 補助対象団体

外来水生植物の防除について、当該事業実施後も継続的に活動を行う市民団体で、規約を有し、団体の意思を決定し執行する組織が確立されていること等の要件を満たすもの。



オオバナミズキンバイ

### 3 申請書類及び提出方法

交付申請書（千葉県ホームページで公開）に必要事項を記入の上、持参又は郵送してください。

### 4 募集期間

令和6年11月13日（水曜日）から12月11日（水曜日）午後5時（必着）まで

### 5 その他

- ・補助金の交付決定に当たっては、提出された申請書を確認した上で、審査委員会に諮り、予算の範囲内において補助事業の採択団体を決定します。応募団体が多数の場合、採択となっても補助金交付額が申請額に満たない場合があります。
- ・実施要領等、各種資料は千葉県ホームページで公開しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/kasentou/ias/subsidy.html>